



お問い合わせ

大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局

コールセンター 06-6452-5273 (12:00~20:00)

(休業日: 日曜日、祝日、年末年始(12月29日~翌年1月3日))

専用ホームページ <https://www.juku-osaka.com/>

令和6年10月

大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局

大阪市習い事・塾代助成事業の
利用イメージ ▶▶ 1ページ

1 利用者が「教室等検索」から
利用したい参画事業者を選ぶ ▶▶ 2ページ

2 利用者が参画事業者へ申込み
（「大阪市習い事・塾代助成カード」を提示） ▶▶ 2ページ

① 利用者からの申込み受付
② 「大阪市習い事・塾代助成カード」について

3 学校外教育サービスを提供する ▶▶ 3ページ

① 学校外教育サービスの提供
② 本事業が対象とする費用

4 「大阪市習い事・塾代助成カード」の
利用期間 ▶▶ 4ページ

5 「大阪市習い事・塾代助成カード」の
取り扱い・請求方法

教室型の事業者で
パソコンを使用する場合 ▶▶ 5ページ

● カードの受付から支払いまでの流れ

教室型の事業者で
パソコンを使用しない場合 ▶▶ 7ページ

● カードの受付から支払いまでの流れ

訪問型の事業者の場合 ▶▶ 9ページ

● カードの受付から支払いまでの流れ

通信教育型の事業者の場合 ▶▶ 11ページ

● カードの受付から支払いまでの流れ（概要）

■ サービス提供の種類について

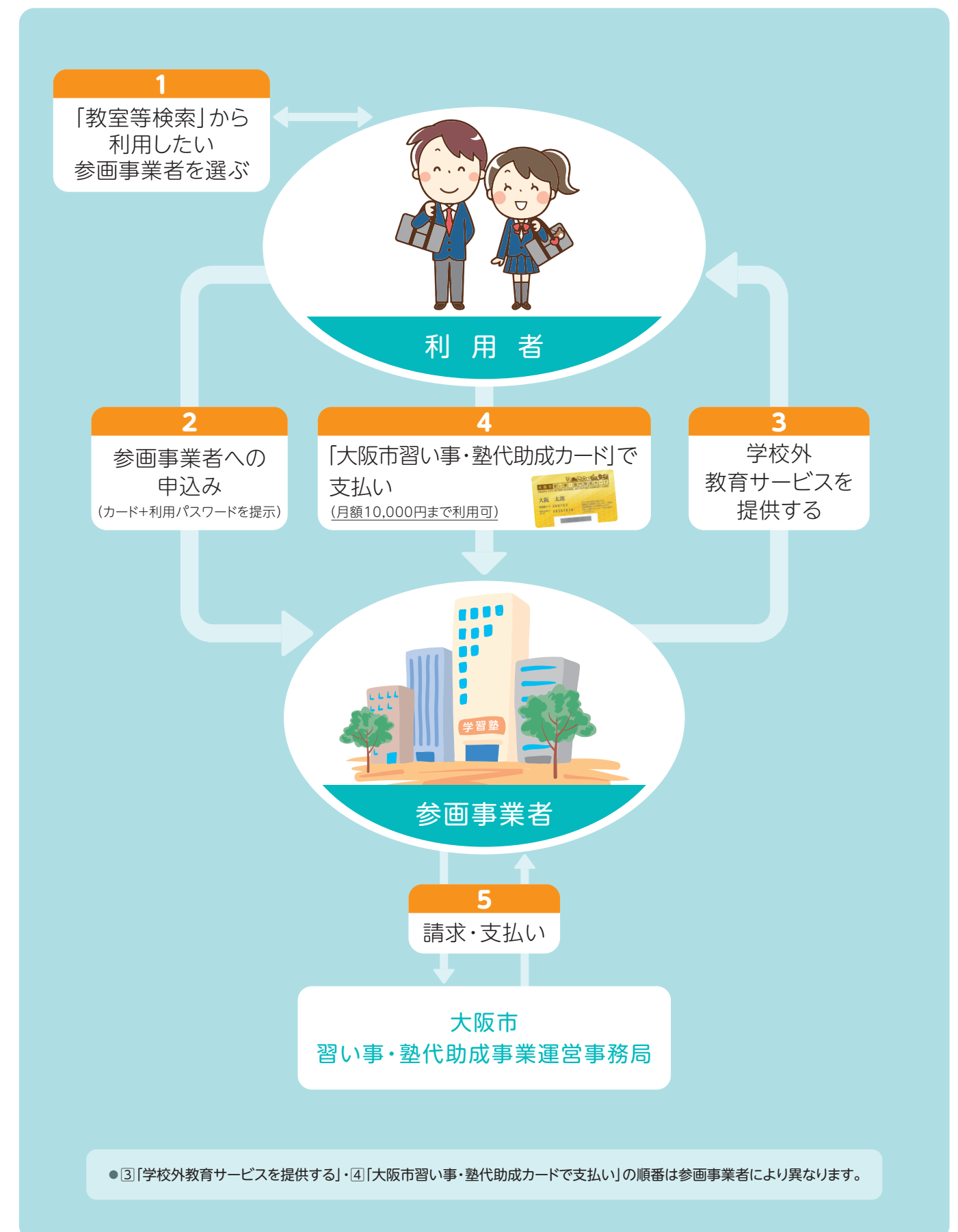
サービス提供の種類（教室型・訪問型・通信教育型）については下記の通りです。

教室型：学習塾や文化・スポーツ教室等、特定の事業所に児童・生徒を集め、集団または個別で指導を行うもの。

訪問型：家庭教師等、児童・生徒の自宅等に訪問して指導を行うもの。

通信教育型：インターネット接続を用いて指導を行う、または郵送等を用いて添削指導を行うもの。
（ただし、教材を販売するのみの通信教育サービスは含まない）

大阪市習い事・塾代助成事業の利用イメージ



1 利用者が「教室等検索」から利用したい参画事業者を選ぶ

専用ホームページの「教室等検索」から、カードを利用する参画事業者を選びます。
カードは掲載されている参画事業者でのみ利用することができます。

- 「教室等検索」は、毎月更新されます。
 - ご希望の方へは運営事務局より「参画事業者リスト」をお送りします。
- 【大阪市習い事・塾代助成事業 専用ホームページ】▶ <https://www.juku-osaka.com/>

2 利用者が参画事業者へ申込み（「大阪市習い事・塾代助成カード」を提示）

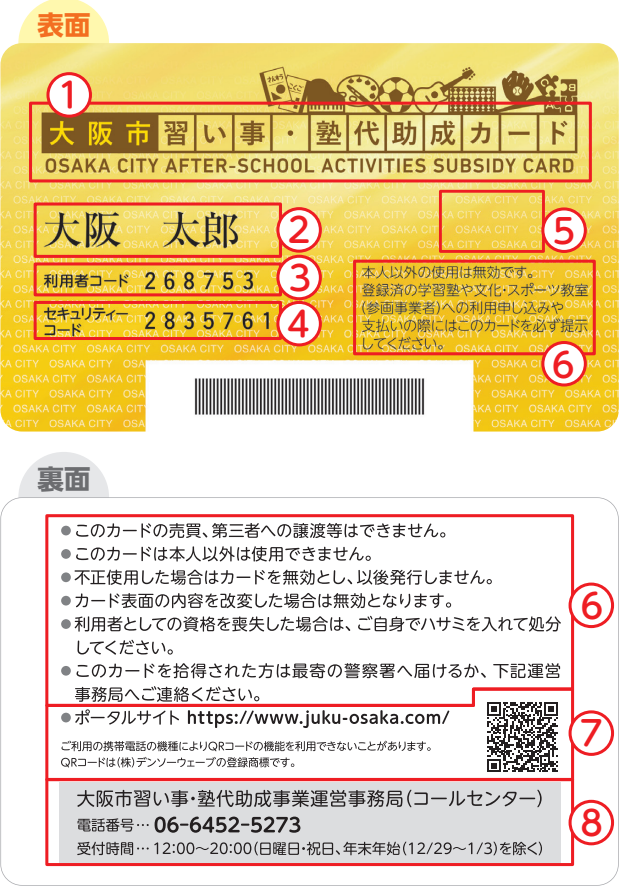
①利用者からの申込み受付

利用者からの申込みを受け付ける場合は、必ずカードにより本人確認を行ってください。

- 利用者がカードを提示しない場合は、カードを利用した学校外教育サービスを受けることはできません。
- カードは、表面に記載された氏名の本人のみ使用することができます。

②「大阪市習い事・塾代助成カード」（ICチップを搭載した電子式証票）について

利用者の本人確認と参画事業者が提供した学校外教育サービスの対価の支払いに使用する、ICカードです。



- ①「大阪市習い事・塾代助成カード」と印刷されています。
- ②利用者の氏名が印刷されています。
- ③「利用者コード」が印刷されています。
- ④利用者の「セキュリティコード」が印刷されています。
- ⑤利用時に読み取りを行うICチップが埋め込まれています。

- ⑥カードに関する注意書きが印刷されています。
 - ⑦「専用ホームページ」のURLとQRコードが印刷されています。
 - ⑧問い合わせ先と受付時間が印刷されています。
- ※カードの記載事項は全てカードに直接印刷されています。

3 学校外教育サービスを提供する

①学校外教育サービスの提供

参画事業者は、授業や指導などの学校外教育サービスを利用者に提供してください。

- 参画事業者は、利用者からカードの利用を求められた場合、原則として拒否することはできません。
ただし、参画事業者が一定の条件を設けている場合はその限りではありません。
(例)・入塾テストの成績や面接により、入会の可否を決定している
・受講料の支払いが遅延した場合は退会させている など
- 参画事業者がカードを利用する児童・生徒に提供する学校外教育サービスは、カードを利用しない児童・生徒に提供する学校外教育サービスと同一の内容のみとします。
- 参画事業者がカードを利用する児童・生徒へ提供する学校外教育サービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く児童・生徒を募っていることが必要です。
- 参画事業者がカードを利用する児童・生徒に提供する学校外教育サービスにかかる料金は、カードを利用しない児童・生徒に提供する学校外教育サービスにかかる料金と同一の金額設定である必要があり、カードを利用する児童・生徒に対してのみ手数料等を上乗せすることは認められません。

②本事業が対象とする費用

支払い欄に「○」のあるものはカードでの支払いを受けることができます。
判断に迷われた際には事前に運営事務局へご相談ください。

支払い	項目	例
○	初期費用	入学金、入会金、入塾テストなど
○	受講料、月謝	○月分月謝など
○	受験料、試験料など	学習塾の学力テストなど(※1)
○	通信費用など①	インターネットを利用して授業やレッスンを受けるために、参画事業者に支払う通信料金など(※2)
×	通信費用など②	インターネットを利用する際のプロバイダ料金、パケット料金など
○	教材・教具、道具①	参画事業者から購入する、学習塾の授業で使用するテキスト、ピアノのレッスンに使用する楽譜など(※2)
×	教材・教具、道具②	書店や文房具店で購入する教材、文房具、スポーツ用品店で購入するシューズ、家電量販店で購入するタブレット端末など
○	ユニフォーム、制服①	参画事業者から購入するユニフォームなど(※2)
×	ユニフォーム、制服②	スポーツ用品店で購入するユニフォームなど
×	本事業の対象とならない学校外教育サービス	高校生を対象としたプログラムの費用など(※3)

- (※1) 試合、発表会、試験の参加費など、参画事業者が提供する学校外教育サービスの成果発表等を目的として参画事業者を支払う場合に限ります。
利用者が参画事業者に入会または所属していない場合にはカードを使用することができません。
- (※2) 参画事業者が提供する学校外教育サービスを受けるため必要不可欠なものに限り、学校外教育サービスの利用に付随しないものにはカードを使用することができません。
- (※3) 本事業でカードを使用できるのは、小学5年生から中学3年生を対象とした補習、進学指導等の学習指導や、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関する文化・スポーツのプログラム及びそれに準じると大阪府が認めるものです。

参画事業者は、利用者からカードの提示を受ける際、
カード情報や利用パスワードが漏洩しないよう、努めてください。

4 「大阪市習い事・塾代助成カード」の利用期間

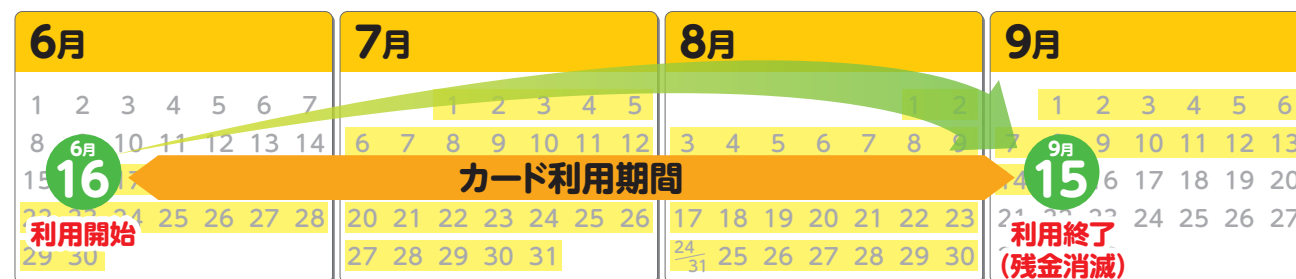
■「大阪市習い事・塾代助成カード」の利用期間

- カードの利用期間は、毎月、サービス提供月の前月16日からサービス提供月の翌月15日までとし、当該月に利用された学校外教育サービスの対価の支払いに使用できるものとします。
ただし、4月分の利用期間は、4月1日から5月15日までです。
- カードの利用期間が終了すると残金が消滅するため、利用の受付ができなくなります。
必ず利用期間内に受付処理を行ってください。
- 7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ利用期間を7月から8月までの2ヶ月間、12月から1月までの2ヶ月間とし、合わせて2万円を上限とします。なお、利用者のカードには7月から8月の2ヶ月間利用できるように設定されているため、7月・8月分の全額を8月に提供した学校外教育サービスの費用として利用することができます。(12月・1月分についても同様です。)
- カードの利用受付が可能な期間は、請求方法によって異なります。
- カードの利用期間のうち、参画事業者の会計処理などの理由によりカードの提示期間を別に定めることは可能です。その場合は利用者へ必ず事前にお伝えください。
(例)・2月分の月謝の支払いは2月5日までと決めているため、同じくカードも2月5日までに提示してもらう。

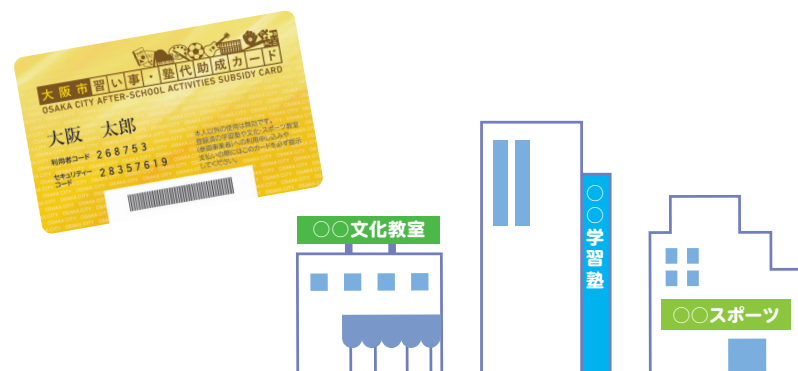
■ 2月利用分(上限1万円)の場合



■ 7・8月(12・1月)利用分(上限2万円)の場合



- ※ 8月分より利用開始となる利用者は、8月分の利用額(1万円分)のみが設定されるため、7月の学校外教育サービスには利用できません。(1月分より利用開始となる利用者も同様に、12月分の学校外教育サービスには利用できません。)
- ※ 8月分よりカードの取り扱いを開始する参画事業者は、8月に提供した学校外教育サービスの費用は請求できますが、7月に提供した学校外教育サービスの費用は請求できませんのでご注意ください。



5 「大阪市習い事・塾代助成カード」の取り扱い・請求方法

教室型の事業者でパソコンを使用する場合

使用するもの

参画事業者は、カードの取り扱いに際して次の機器・設備を使用します。
(※ICカードリーダーは無償貸与します)



「大阪市習い事・塾代助成カード」の受付から支払いまでの流れ

I 「大阪市習い事・塾代助成カード」の利用受付



- 利用者からカード及び「利用パスワード」の提示を受けます。
- カードの利用希望額を確認します。
※カードは1円単位で利用可能です。

II 利用明細の入力



- 所有するパソコンよりインターネットに接続し、「参画事業者用ページ」(※1)へログインします。
- 利用者から提示を受けたカードをICカードリーダー(※2)にかざし、提供した学校外教育サービスの内容・費用、カード利用額を入力します。

期間：サービス提供月の前月16日から サービス提供月の翌月15日
(4月分の利用期間のみ4月1日から5月15日となります。)

III 「大阪市習い事・塾代助成カード」の返却



- 利用者にカードを返却します。
- 利用者にカード残高を通知します。カード残高については、口頭または「参画事業者用ページ」で印刷できる「大阪市習い事・塾代助成カード利用通知書」にて通知してください。

※1 「参画事業者用ページ」

本事業では、サービス利用の受付、カード利用にかかる請求等を、参画事業者がパソコンを用いて行うオンラインシステムを活用した運営を行います。

※2 ICカードリーダー

カードの読み取りを行うICカードリーダーは、運営事務局より無償貸与します。ICカードリーダーをお持ちの場合でも、運営事務局から貸与するICカードリーダーをご使用ください。

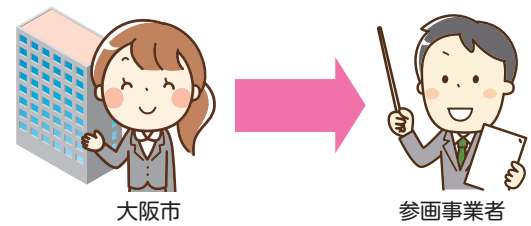
Ⅳ「請求確定処理」



- 所有するパソコンよりインターネットに接続し、「参画事業者用ページ」へログインします。
- 当月分として入力した利用明細の内容を確認し、大阪市に請求します。

期間：サービス提供月の**翌月1日** から サービス提供月の**翌月15日**

Ⅴ大阪市からの支払い



- 大阪市は請求内容を確認し適正と認めた後、参画事業者に対してカード利用額を支払います。

期間：サービス提供月の**翌々月5日**まで
(支払月が1月、5月の場合は10日までとします。)

⚠「請求確定処理」を忘れてしまった場合

サービス提供月の翌月15日までに「請求確定処理」を行わなかった場合、**大阪市からの支払いはサービス提供月の翌々月25日**までとなります。

サービス提供月の翌月20日頃に運営事務局より「請求内容確認書」を郵送しますので、翌月25日までに、利用内容の確認を行ってください。

【「請求内容確認書」の内容に誤りがない場合】

ご返送やご連絡等は不要です。ご連絡がない場合は、送付した「請求内容確認書」の内容で大阪市から支払います。

【「請求内容確認書」の内容に誤りがある場合】

サービス提供月の翌月25日までに、必ず運営事務局までご連絡をお願いいたします。

■利用から支払いまでの流れ(2月利用分の場合)



請求・支払いの期限

- ①「請求確定処理」実施期間 3/1 ~ 3/15 支払日① (4/5まで)
- ②「請求内容確認書」確認期間 3/20 ~ 3/25 支払日② (4/25まで)

教室型の事業者でパソコンを使用しない場合

使用するもの

参画事業者は、カードの取り扱いに際して次の機器・設備を使用します。

①FAX



②電話



「大阪市習い事・塾代助成カード」の受付から支払いまでの流れ

Ⅰ「大阪市習い事・塾代助成カード」の利用受付



- 利用者からカード及び「利用パスワード」の提示を受けます。
- カードの利用希望額を確認します。
※カードは1円単位で利用可能です。

Ⅱ「代行依頼書」の記入・送信



- 利用者から提示を受けたカードに記載された利用者情報や、提供した学校外教育サービスの内容・費用、カード利用額を「代行依頼書」に記入します。
- 「代行依頼書」を運営事務局あてにFAXにて送信します。
- 運営事務局に電話連絡し、利用明細入力を依頼します。

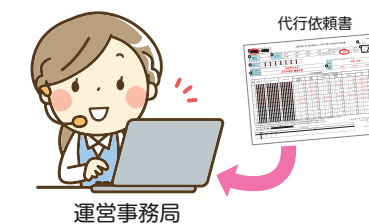
期間：サービス提供月の**前月16日** から サービス提供月の**翌月5日**
(4月分の利用期間のみ4月1日から5月5日となります。)

Ⅲ「大阪市習い事・塾代助成カード」の返却



- 利用者にカード及び「利用パスワード」を返却します。

Ⅳ利用明細の入力(運営事務局)



- 運営事務局は、利用停止措置(※)を行い、参画事業者から送信された「代行依頼書」の情報を登録し、利用明細の入力を行います。
- 運営事務局は、登録内容をもとに「請求内容確認書」を作成します。

※利用停止措置

運営事務局が参画事業者の依頼に応じて利用明細の入力を行う場合、通常7営業日程度の処理期間がかかります。この停止措置は、その期間に利用者が他の教室でカードを利用し、運営事務局での処理時に残高不足が生じる等のトラブルを防ぐためのものです。

V「請求内容確認書」の確認



期間：サービス提供月の翌月25日まで

【「請求内容確認書」の内容に誤りがない場合】
ご返送やご連絡等は不要です。ご連絡がない場合は、送付した「請求内容確認書」の内容で大阪市から支払います。

【「請求内容確認書」の内容に誤りがある場合】
サービス提供月の翌月25日までに、必ず運営事務局までご連絡をお願いいたします。

Ⅳ大阪市からの支払い



期間：サービス提供月の翌々月25日まで

■利用から支払いまでの流れ(2月利用分の場合)



※3/6から3/15の期間は、カードの利用明細の入力ができませんので、必ずサービス提供月の翌月5日までに利用明細の入力を依頼してください。

訪問型の事業者の場合

使用するもの

参画事业者は、カードの取り扱いに際して次の機器・設備を使用します。

①FAX

②電話

「大阪市習い事・塾代助成カード」の受付から支払いまでの流れ

I「大阪市習い事・塾代助成カード」の利用受付(参画事業者)



II利用者情報等の連絡(家庭教師等)

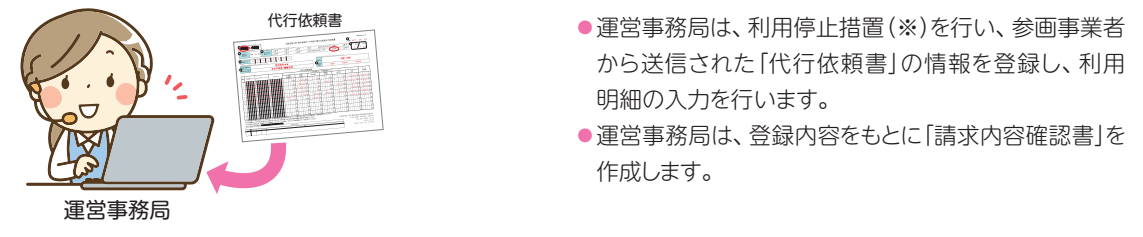


III「代行依頼書」の記入・送信(参画事業者)



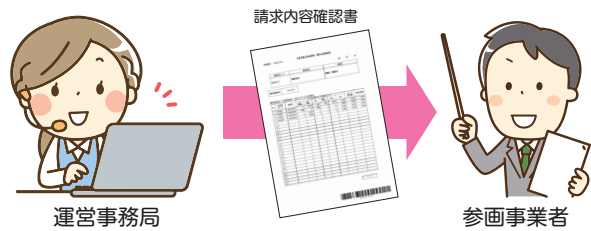
期間：サービス提供月の前月16日からサービス提供月の翌月5日
(4月分の利用期間のみ4月1日から5月5日となります。)

Ⅳ利用明細の入力(運営事務局)



※利用停止措置
運営事務局が参画事业者の依頼に応じて利用明細の入力を行う場合、通常7営業日程度の処理期間がかかります。この停止措置は、その期間に利用者が他の教室でカードを利用し、運営事務局での処理時に残高不足が生じる等のトラブルを防ぐためのものです。

V「請求内容確認書」の確認(参画事業者)



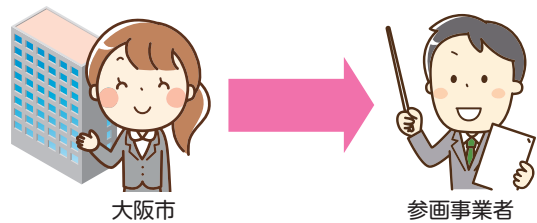
- 運営事務局は、当月分の利用内容を印字した「請求内容確認書」を参画事業者に送付します。
- 「請求内容確認書」に印字された利用内容を確認します。

期日：サービス提供月の翌月25日まで

【「請求内容確認書」の内容に誤りがない場合】
ご返送やご連絡等は不要です。ご連絡がない場合は、送付した「請求内容確認書」の内容で大阪市から支払います。

【「請求内容確認書」の内容に誤りがある場合】
サービス提供月の翌月25日までに、必ず運営事務局までご連絡をお願いいたします。

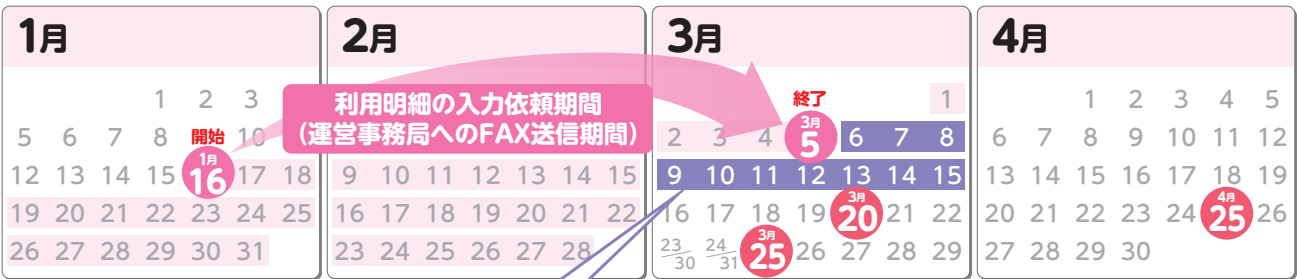
Ⅳ大阪市からの支払い



- 大阪市は請求内容を確認し適正と認めた後、参画事業者に対してカード利用額を支払います。

期日：サービス提供月の翌々月25日まで

■利用から支払いまでの流れ(2月利用分の場合)



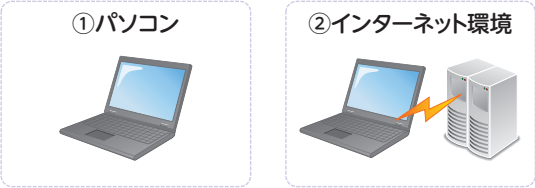
※3/6から3/15の期間は、カードの利用明細の入力ができませんので、必ずサービス提供月の翌月5日までに利用明細の入力を依頼してください。

通信教育型の事業者の場合

※通信教育型の事業者(オンライン学習塾等)の登録には、別途確認や調整等が必要となりますので、申請をお考えの際は事前に運営事務局までお問い合わせください。

使用するもの

参画事業者は、カードの取り扱いに際して次の機器・設備を使用します。



「大阪市習い事・塾代助成カード」の受付から支払いまでの流れ(概要)

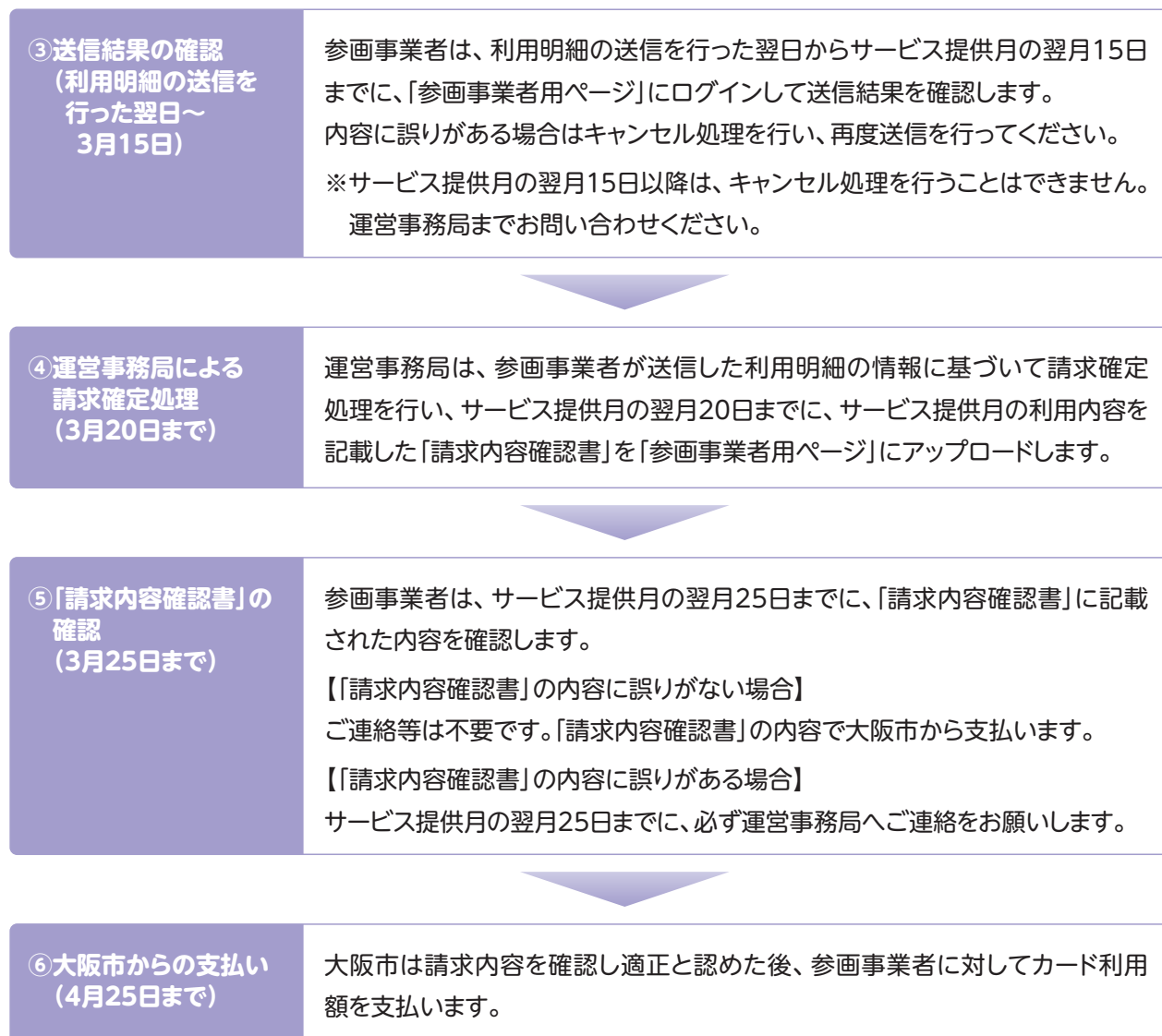
■例：サービス提供月が2月の場合

①「大阪市習い事・塾代助成カード」の利用受付

参画事業者は、カードの利用意思の確認および記載されているカードの情報を取得し、カードを利用する手続き依頼を受けます。
※取得した情報は、十分な注意をもって適切に保管してください。

②利用明細の送信
(1月16日～3月14日)

参画事業者は、サービス提供月の前月16日からサービス提供月の翌月14日までに、カードに記載されている利用者の情報及び提供した学校外教育サービスの内容・費用、カード利用額等の利用明細を運営事務局に送信します。
※ただし、4月分の利用明細の送信期間は、4月1日から5月14日までです。
※利用明細の送信を行ったカードは、翌日午前7時まで利用を停止されます。
この停止措置は、その時間までに利用者が他の教室でカードを利用し、残高不足が生じる等のトラブルを防ぐためのものです。



■利用から支払いまでの流れ(2月利用分の場合)

